

利用料が無償化の対象となる場合があります

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注1）認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園、幼稚園（預かり保育を実施している）、企業主導型保育施設に在籍していない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは下記の「●保育の必要性の認定について」をご確認ください。

（注3）認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。それ以外は、新2・3号認定の申請手続きが必要になります。

（注4）0歳児～2歳児（満3歳児を含む）のお子さんについては、住民税非課税世帯のみが対象です。

- 預かり保育

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額1.13万円まで、満3歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちは月額1.63万円までの利用料が無償化の対象となります。

（注）日額上限は、450円となります。

- 認可外保育施設、一時預かり、病児保育

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

（注）月額上限は、認可外保育施設、一時預かり、病児保育を合算した金額です。

●保育の必要性の認定について

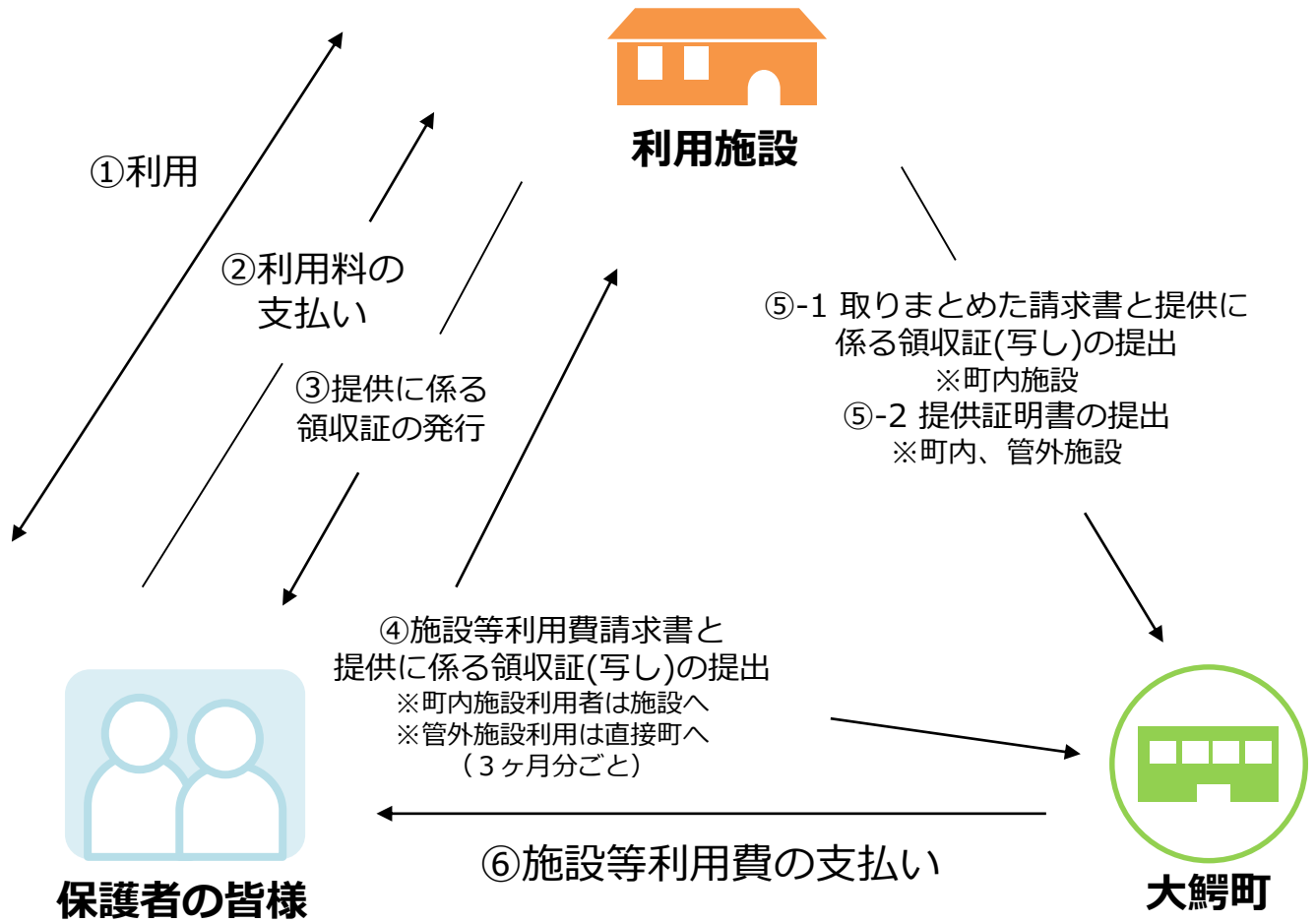
事由	添付書類
1.就労	就労証明書（月48時間以上を証明するもの）
2.出産前後	母子健康手帳の写し（出産予定の記載ページ）
3.保護者が長期療養を必要とする又は障がいがある	診断書 + 各種障害者手帳の写し（氏名、等級、交付年月日記載ページ）
4.保護者が病人や障がい者などの看護や介護	診断書 + 申立書 + 各種障害者手帳の写し（氏名、等級、交付年月日記載ページ）
5.災害等で被災した自宅等の復旧活動	り災証明書等の写し
6.職業訓練校、大学、専門学校等に通学	在学証明書、受講表等の写し（月48時間以上を証明するもの）
7.求職活動	求職活動申立書兼誓約書

○利用を開始する2週間前までに申請してください。管外施設は、1ヶ月前までをお願いします。保育の必要性が認定されたお子さんには、「施設等利用給付認定通知書」が通知されます。

○左記以外の事由に関しても、事実を確認できた場合、認定される場合があります。
（例.虐待、DV等）

○申請書類一式は、保健福祉課⑦番窓口で配付しております。
※大鰐町以外に住所のある方は、お住まいの市町村でお手続きをお願いします。

[利用料支給の流れ]



施設を利用したら、利用料はこれまでどおり一旦施設へ支払う。

後日、大鰐町に「施設等利用費請求書」と「提供に係る領収証」を提出。

(注1) 町内施設は施設で取りまとめ、管外施設は町へ直接提出。

(注2) 初回は、振込先の通帳の写しを添付してもらいます。支店名、口座番号が分かるもの。

請求内容を審査し、指定の口座に給付金を振込みます。

※請求の受付は、3ヶ月分(4半期)ごとに行います。

[4月～6月分は7月請求、7月～9月分は10月請求、10月～12月分は1月請求、
1月～3月分は4月請求となります。また、請求書は速やかに提出をお願いします。]

※認定内容に変更があった場合は、別途変更手続きが必要となる場合があるのでお問い合わせください。
(例. 就労から求職活動に変更、町外へ転出、利用施設の変更等)

問い合わせ先：大鰐町 保健福祉課 福祉係

☎：0172-55-6568 (内線303・306)